

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」の改正について

本市の食物アレルギー対応は、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」（以下「対応方針」という。）に基づき組織的に実施しています。

この度、新しい学校給食共同調理場の稼働に伴う給食提供体制の変更を踏まえ、令和4年10月に対応方針の改正を行いました。つきましては、令和5年4月より食物アレルギー対応の一部が変更となりますので、以下のとおりご案内します。

なお、現在、学校給食における食物アレルギー対応を実施している児童の保護者の皆様には、在籍する学校から対応の変更の有無などについて、個別にご案内します。

1 医師の診断に基づく対応を徹底します

毎年度、全ての児童から「食物アレルギー確認書」により食物アレルギーの有無を確認します。食物アレルギーがある場合には、必ず医療機関を受診していただき、医師の診断が記載された「学校生活管理指導表」を学校に提出するようにお願いします。

2 除去食や代替食を提供する食品（対応食品）が変わります

卵（鶏卵・うずら卵）、乳（牛乳・乳製品）、えび、いか、ごま

- ・上記食品を原因食物とする食物アレルギー対応がある場合、除去食や代替食を提供します。
- ・上記以外の食品を原因食物とする食物アレルギー対応がある場合、原因食物が使用されている料理の代わりとなる料理を家庭から持参できます。
- ・症状や医師の診断内容により給食を提供できない場合（※）があります。

※給食を提供できない事例

- ① 調味料・だし・添加物の除去が必要
- ② 加工食品の原材料の欄外表記の表示がある場合についても除去指示がある
- ③ 多品目の食物除去が必要
- ④ 食器や調理器具の供用ができない
- ⑤ 油の供用ができない
- ⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

なお、給食を提供できない事例については、改正前の対応方針からの変更はありません。

3 本市の学校給食では使用しない食品が変わります

そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ（はしばみ）、ピスタチオ、ぎんなん、キウイフルーツ、バナナ、マンゴー、アボカド、いくら、たらこ、かに

- ・給食で使用しない食品に関する食物アレルギーについても学校への申し出をお願いします。

4 食物アレルギー対応に関する確認書類の書式が変わります

システム変更に伴い、令和5年2学期から毎月の食物アレルギー対応に関する確認書類の書式が変更になります。詳細については、在籍する学校からご案内します。